気候ネットワーク通信

KIKO NETWORK

– 第 71 号 –
2010.3.1

KIKO NETWORK

気候ネットワークは、温暖化防止のために市民から提言し、行動を起こしていく環境 NGO/NPO のネットワーク組織として、多くの組織・セクターと連携しながら、温暖化防止型の社会づくりをめざしています。

わたしたちはめざします

1. 京都議定書の進展で世界の大幅削減を！
2. 日本で 2020 年 30%、2050 年 80%削減を！
3. 環境重視の社会経済システムを！
4. 市民・地域主導で温暖化防止の促進を！
5. 政策決定プロセスに市民参加と情報公開を！
6. 南北の公平をめざし、南の人々と連携を！

TOPICS

地球温暖化対策基本法の条件

地域の温暖化対策動向

【今号のメイン写真】
気候変動と貧困を同時に解決するために、2010 年 2 月 13 日に開催された、クミ・ナイドゥ氏を迎えての「MAKE the RULE」イベント。

「地球温暖化対策基本法」の条件

温暖化対策と経済再生・雇用拡大の「道しるべ」に

浅岡美恵（気候ネットワーク代表）

鳩山政権発足から半年が経過した。選挙公約であり、昨年９月の国連総会での国際公約でもある25％削減目標と目標達成のための政策を総動員するはずの「地球温暖化対策基本法案」が近く衆議院に提出される予定となっている。民主党は野党時代に参議院に今回の法案の前身というべき法案を二度にわたって提出してきたが、審議に入れずじまいだった。いよいよ、政権交代の真価が問われることになる。

「政治を変える」ために鳩山政権は誕生した。これまでも、日本に「基本法」と名づけられた法律は多いが、長期的ビジョンと理念を示し、日本の進路に確かな指針と根拠を与えるものではなかった。今、日本に必要な基本法は、あいまいな表題や中身の乏しい美辞麗句を羅列した従来型の「基本法」ではない。世界は具体的な地球温暖化対策のすさまじい実践のなかで、排出削減による雇用の拡大・経済の再生を目指している。その根拠となっている法は、実に中身の濃い法だ。日本がここで失われた20年を取り戻すための「温暖化対策の基本の法」も、それ自体が対策の根拠となる法でなければならない。鳩山政権に大いに期待している。

地球温暖化対策基本法案の真髄は目標にある。進むべき進路と国としての意思を内外に示すものだ。国家戦略担当の仙石大臣は、「日本がジャンプする目標」を閣僚委員会に指示されたとのこと。そうであれば、25％削減目標に付されている条件は理解しがたい。目標を自ら先送りする条項は、即刻取り払われるべきだ。産業革命前から気温上昇を2℃に止めるための2050年80％削減目標と、そこに直線的に辿り着くための2020年25％目標が確固としていなければ、ビジョンも理念も示せない。今日の一歩を踏みとどまらせる法は要らない。

同時に、目標には実現の裏付けの政策が必要だ。対策の３本柱である地球温暖化対策税（排出量に応じた課税の検討）、キャップ＆トレード型国内排出量取引（大規模排出源の事業所毎に、総量で排出上限枠を設定して余剰枠の取引を認める制度）、全ての再生可能エネルギーの全量・固定価格買取制度の創設は、政権交代の公約でもある。いざ、その具体化という法案づくりで、原発推進条項が取り沙汰されるなど、政府・与党の中に、旧政権の亡霊のような骨抜きの動きが見えるのはどうしたことだろう。温暖化対策の公約は低炭素経済への展望を開くための公約である。強化すべきを強化し、いささかなりとも後退は許されない。国民・事業者に低炭素社会への転換の決意と協力を求めるために、情報開示と参加の仕組み、地方公共団体との実効性ある役割分担も欠かせない。ロードマップは、持続可能な低炭素社会への理念とビジョンのもとに描かれなければならない。

立石義雄・京都商工会議所会頭（オムロン会長）は25％削減目標を支持してきたが、「温暖化対策はビジネスチャンス」と明言（2月15日朝日新聞）。「本物をつくる」「人のやっていないことをやる」「京都は1200年も自然と共生」「地球益への貢献は社員の働きがい」‥日本全体にこんな気概が広がり、実現させてこそ、政権交代の意味がある。

そこで、私たちは、気候保護と日本の低炭素時代の経済を開く法案を考えてみた。以下のURLを参照されたい。

- 「地球温暖化対策基本法案（気候保護法案）」とその概要
  URL： http://www.kikonet.org/research/mtt.html#law
- 「排出量取引法案」とその概要
  URL： http://www.kikonet.org/research/ET.html
- 政府の法案審議関連情報
  URL： http://www.env.go.jp/council/seisaku_kaigi

コペンハーゲン後の動向

平田仁子（気候ネットワーク東京事務所）

コペンハーゲン会議が終了してしばらく混沌とした状況が続いていましたが、少しずつ、その後の動きが出始めました。コペンハーゲン後の動向を紹介します。

■「コペンハーゲン合意」への支持は？

「コペンハーゲン合意」は、1月31日までに、先進国に2020年の削減目標を、また途上国に削減行動を提出するよう求めていました。“留意する”形での合意ではありましたが、これまでで、EU27カ国を含む約100カ国（世界の排出量の約8割をカバー）が合意を支持しています。一方、4カ国が不支持を表明し、まだ意見を表明していない国は、約80カ国あります。

日本は従来方針通り、“主要国の野心的な目標設定を前提”に「1990年比25%削減目標」を提出しました。他の先進国もほとんど従前に発表された目標のままですが、カナダは、アメリカにそろえて目標を弱めてしまいました（表1）。

表1　コペンハーゲン合意に基づいて提出された先進国の目標（2010.2.18現在）

附属書Ⅰ国（先進国）	2020年削減目標（%）	基準年
オーストラリア	-5%～15%もしくは25%	2000
ベラルーシ	5～10%	1990
カナダ	17%	2005
クロアチア	5%	1990
EU（27カ国）	20% / 30%	1990
アイスランド	30%	1990
日本	25%	1990
カザフスタン	15%	1990
リヒテンシュタイン	20%	1990
モナコ	30%	1990
ニュージーランド	10%～20%	1990
ノルウェー	30%～40%	1990
ロシア	15%～25%	1990
アメリカ	17%	2005

出典：UNFCCCウェブサイト

途上国は、ブラジル・南アフリカ・インド・中国（BASIC）を含め、50カ国以上が情報を提出していますが、削減行動を提出したのはそのうち30カ国程度です。中でも、モルディブの2020年に「100%削減」というのが際立っています。キューバ・エクアドル・クウェート・ナウルは反対を表明しており、途上国の立場はさまざまのようです。

これらの情報は、今後の交渉への各国の意思と見ることができますが、一方で、このプレッジ＆レビュー方式で各国が目標や行動を通告する方法に、科学的合理性はなく、野心的なレベルに到達することは期待できません。交渉の素材とはなっても、法的拘束力ある合意の叩き台とはなりえないでしょう。

また、合意に反対することが、交渉に否定的とは限らないことにも注意が必要です。反対の国の中には、ナウルという小さな島国があります。その他の島嶼国も、合意に支持することに困難を抱いていると聞きます。気候変動の悪影響を大きく受ける島嶼国は、コペンハーゲン合意は不適切であると考え、より野心的な合意の実現を求めています。こうした国々の主張にも十分に耳を傾ける必要があります。

■資金調達が大きな課題に～国連のハイレベルパネル創設

コペンハーゲン合意は、2010～2012年の間に300億ドルの新規・追加的な資金支援、及び、2020年末までに年間1000億ドルの資金目標を約束し、ハイレベルパネルを創設するとしました。

2月に入って、潘基文国連事務総長がこのパネルの創設を発表し、共同議長にはイギリスとエチオピアの首相が就任しました。パネルは、資金規模の拡大と資金の調達について調査し、6月に中間報告を、COP16前に最終報告を出す予定です。今後、このパネルを中心に、長期的に予測可能な資金を創出する仕組みの議論が大きくクローズアップされるでしょう。

短期の資金については、これまでの先進国の宣言で既に300億ドルに達しています（表2）。日本の額が最大ですが、これまでの援助計画の置き換えもあるようです。どれだけ新規で追加的なのか、そして何に使われるのか、精査されなければなりません。

表2　短期（2010～20年）の公的資金額の宣言

日本	110億ドル
EU	102.6億ドル
アメリカ	42億ドル
その他	92億ドル
合計	346.6億ドル

（※）150億ドルのうち公的資金分

■日本の戦略を具体化するとき～国内対策と資金調達において

日本は、「条件付き25%」からその先の一歩がまだ踏み出せていません。今、国内外に示さなくてはならないのは、その目標を確実に達成するための国内の仕組みを作り上げることです。地球温暖化対策基本法の制定、そして、主要政策となるべきキャップ＆トレード制度、炭素税、全量固定価格買取制度の導入は、COP16に向けた日本の足場を作る意味でも重要です。

「鳩山イニシアチブ」のその後の発展も必要です。COP15では、2012年までの3年間で150億ドルの支援を発表し、コペンハーゲン合意では先進国として2020年に年間1000億ドルの資金目標を約束しました。日本が、途上国支援に果たす役割は大変大きなものです。既存の援助の単なる名義替えではなく、新規で追加的な資金を調達する方法について、国内でも十分な議論を行い、国民の理解の下で、約束を果たさなくてはなりません。

今まさに、戦略の具体化を図るときです。

骨のある地球温暖化対策基本法を求めます！

今国会で、地球温暖化対策基本法案が審議される予定になっています。3月前半には法案の閣議決定をし、いよいよ国会に送られます。

気候ネットワークでは、中長期目標の設定と、確実に削減を進める仕組みを位置付けた「気候保護法（仮称）」の制定を求めてきました。その意味で、地球温暖化対策基本法は、いよいよそれが具体化され、これからの温暖化対策の基礎となる重要法案と位置づけています。

●政府で審議中の法案について

しかし政府内の議論では、野心的な法案作りに反対する意見（特に、一部の、しかし、力の強い産業界の意見）の影響から、足元からぐらつき始めています。その最たるものが、25％削減目標の位置づけ方です。原案では「主要な国の意欲的な目標の合意を前提に」と記されています。これではまるで「あなたがやらなきゃ、私もやらない」と言わんばかりで、自らの削減への確固とした意思は見られません。また、キャップ＆トレードの排出量取引制度や全量の固定価格買取制度などについても、法案の中の具体化を見送る予定で、肝要の国内政策の内容や導入時期があいまいです。その上で、原発9基増設・稼働率80％とし、前政権と同じ原発依存方針を明示しています。過去十数年、原発依存によって温室効果ガスの排出増を招いた政策の失敗を繰り返すかのようです。もう一度原点に返って検討する必要があります。<詳しくは、5ページの基本法案への意見をご覧ください>

●C＆T型の排出量取引制度の内容と導入時期が大事

基本法の中では、基本的施策として、キャップ＆トレード型の排出量取引制度の内容と導入時期を明記することが、これから25％以上の削減を確実にするための要となります。この制度は、大規模事業所の排出削減を導き、25％削減を担保するものになります。しかしこれにも、産業界が全面広告を打つなどして、マネーゲーム化するなどと根拠の薄い反論をして、反対しています。この十年来の一辺倒の反対意見を乗り越えられるかが、今問われています。<本制度の重要論点については5ページを、またQ&Aについてはホームページをご覧ください>

●省庁再編の必要性　～「エネルギー・気候省（仮称）」の創設を

「地球温暖化対策推進法」を所管する環境省、「省エネ法」を所管し、事業所データを所有する経済産業省。それぞれが、基本法との関連づけで、いかに「省益」を守り、拡大するかを画策しているようです。そもそも、環境行政をつかさどる環境省が、温暖化対策の基礎となるエネルギー関係のデータにアクセスできず、対策も講じられないという現状に、限界があるのです。欧米では、気候とエネルギーの問題を一元的に扱う組織再編が進んでいます。デンマークの「気候・エネルギー省」、イギリスの「エネルギー・気候変動省」などがその例です。また、欧州委員会も、環境総局から関連部門を抜き出し、国際交渉と企業活動を一括して扱う「気候行動総局」の創設を決めました。日本でも「エネルギー・気候省（仮称）」の創設を検討する時ではないでしょうか？

●気候ネットワーク版「基本法案」と「排出量取引法案」を発表！

気候ネットワークの検討チームは、あるべき「地球温暖化対策基本法案」と「排出量取引法案」を策定しました。法案化することで、具体的にどのような規定をもってあるべき目標や政策を実現するのか、またどのような制度設計の構築を図るのか、といった実質的な議論を加速させたいと考えています。法案とその概要などは、気候ネットワークのホームページをご参照ください。
（http://www.kikonet.org/research/mtt.html#law）

地球温暖化問題の解決には、新しい時代を作る「革命」が必要だと、多くの識者が語っています。基本法、そして排出量取引法は、その新しい時代を切り拓く希望となるべきものです。新しいしくみが新しいグリーンな雇用を生み出し、地域を再生する、そのスタートに資する法律が、基本法となるべきなのです。そこへ断固として立ち向かう鳩山政権の揺らぎない意思が求められています。

平田仁子（気候ネットワーク東京事務所）

地球温暖化対策基本法案（概要）への意見

2010年2月19日気候ネットワーク

今国会で提出・審議予定の地球温暖化対策基本法は、これからの日本の温暖化対策の基礎となる重要法案と考えています。

17日付で環境省より配布された基本法案概要につきまして、以下に、意見を申し上げます。

1．明確な長期ビジョンと理念を示すこと

産業革命前から2度未満に抑える気温目標を明示し、2050年80％削減の長期の大幅削減の下で、低炭素経済社会に移行させていくことを明確にするべきです。法案概要では、立法目的が曖昧です。

2．25%削減は、条件づけをせず、日本の確固たる目標として位置付けること

中期目標の25％削減は、諸外国の条件にかかわらず、日本として着実に達成すべき法的拘束力ある目標と位置づけて、速やかに施行するべきです。法案概要にあるような、諸外国の目標設定が前提とされれば、日本のビジョンが示されず、適切なシグナルを市場や個人へ送ることができません。目標の前提条件は削除し、また努力規定ではなく、確固たる目標と位置付けるべきです。

3．キャップ＆トレード制度は具体的な制度内容を明確にすること

基本的施策に掲げられる「キャップ＆トレード方式の国内排出量取引制度の創設」は、具体的な制度設計を行い、その制度を明確に規定するべきです。20年25％以上の削減を担保し、直接排出で総量で排出枠を課すものとし、大規模事業所の参加を義務とすべきです。

また、「地球温暖化対策税の平成23年度の導入に向けた検討」「全量買取方式の固定価格買取制度」と合わせ、遅くとも2011年度（平成23年度）には施行できるよう、導入時期を明記するべきです。

4．再生可能エネルギー目標は、真の自然エネルギーのみを対象とすること

再生可能エネルギー目標は、一次エネルギー比とし、真の自然エネルギーに限って、20％の野心的な目標とするべきです。適切でない用途は計算方法を用いて、数字をかさ上げするべきではありません。また原子力発電依存による温暖化対策の失敗を繰り返すべきではありません。

5．独立した委員会を設置すること

中長期目標や政策を客観的に評価する独立した「気候変動委員会」を設置するべきです。委員会は、政府に対し意見・勧告できるものとし、政府がこれに対応する措置を取ると同時に、国会に報告する規定を入れるべきです。

6．地域の温暖化対策を引き出すこと

地域の温暖化対策を明確化するために、地方公共団体がエネルギー使用量を適切に把握出来る仕組みを導入し、地域の実情に応じて上乗せ、横出しを含む確実な削減対策を行えるようにするべきです。

7．情報公開と市民・NGOなどの政策立案・実施への参加の制度を盛り込むこと

地球温暖化対策は、国だけでなく、地方自治体や市民や事業者、NGOなどさまざまなセクターとの連携・協力のもとに創造的に行われる必要があります。温暖化情報を国民が共有し、参加の制度の法制化が必要です。

キャップ＆トレード型の国内排出量取引制度の重要論点

2010年2月17日気候ネットワーク

今後、低炭素社会づくりに向けて、必要な施策を速やかに実行していくためには、今国会で基本法の議論の際に、基本政策の具体的な制度設計についても同時に議論を進め、基本法の成立とほぼ同時、もしくは直後に個別法の制定を進める必要があります。

とりわけキャップ＆トレード型の排出量取引制度については、国内での制度設計の方向性がまだ定まっておらず、議論の加速、法案の準備が急がれます。同制度については、制度設計において、次に掲げる論点が重要です。

国内排出量取引制度の重要論点

1．野心的な削減目標を設定すること

日本全体の2050年までの野心的な排出削減目標を基本法に定め、その目標を達成する、排出量取引制度の対象となる事業所全体で25%以上の削減目標を定める必要がある。

気候ネットワーク提案では、国全体の目標を2020年に1990年比30％削減とし、C&T型排出量取引制度の対象事業所全体の目標も同じく30％削減としている。

2．参加義務型で、総量キャップを設定すること

対象事業所の排出量取引制度への参加は義務とし、それぞれに設定される排出枠は総量で設定されるべきである。原単位目標は、必ずしも総量削減を導き出すものではなく、今日の対策としては不十分である。

3．直接排出で排出をとらえること

排出量の把握は、国際的排出量の計算ルールである直接排出（電力の排出を発電部門の排出とみなす）で行い、発電部門の排出実態をとらえ、削減を促す仕組みとするべきである。間接排出にすると、日本の温室効果ガスに占める制度のカバー率を大きく狭め、燃料転換や発電部門での省エネを促しにくく、また電力供給側での需要管理の意欲を損なう。

4．事業所ごとに排出枠を設定すること

排出枠の設定単位は、事業所単位とするべきである。省エネ対策を行う主体は事業所である。一方、業界・企業単位になってしまうと他業種にまたがることも多く、削減可能性に沿った適切な削減が引き出しにくい。

5．地域経済を発展させること

同制度は、全国規模で大規模な事業所を対象に削減を促す仕組みであるが、オークションの収益の使途の活用、地域版の取引制度の導入の道を拓くなどにおいて、地域の温暖化対策を進め、地域の経済を活性化させるものである必要がある。

MAKE the RULE キャンペーン

あなたの“声”が国を動かす力になります！

（桃井貴子・気候ネットワーク）

○ MAKE the RULE ハガキ大作戦！を展開

これまで、MAKE the RULE キャンペーンでは、各地域で活動する方たちに「気候保護法の制定を求める請願署名」を集めようとよびかけてきました。今、署名数は 35 万筆を超えています。また地方議会から「気候保護法を求める意見書」を国に提出するよう求めて地道な活動を展開し 123 の地方議会から意見書が提出されています。これまでのこうした様々な形で一人ひとりの市民や地域からの声を国に届けるためのアクションが形になりつつあり、今国会で「地球温暖化対策基本法」が政府提案として上程され、審議される予定です。

しかし、現実問題として政治的な抵抗も強く、法律を本当に実のあるものとして成立するには、高いハードルがあると考えています。国会議員一人ひとりがこの問題を捉え、しっかりと温室効果ガスの削減につながるような形の法律として実現に結び付けてもらうために、市民からの声をあげていくことがますます重要になっています。

そこで今、国会での法律制定に向けて、それぞれの地域から選出されている国会議員一人ひとりに直接私たちの声を届けるため、「MAKE the RULE ハガキ大作戦！」を展開することとしました。意味ある法律の実現に向けて、多くの人から国会議員にハガキが届くよう、働きかけています。ぜひ皆さんもご参加ください！

＜「MAKE the RULE ハガキ大作戦！」参加の手順＞

1．MAKE the RULE の WEB サイトから専用ハガキをダウンロードし、官製はがきか、ハガキサイズの用紙にコピーする。（学校や団体などで 100 枚以上のハガキを使用される場合には事務局までご連絡ください。印刷したものをお送りします。）
2．ハガキに自分の言葉でメッセージと名前・住所を書く。
3．地元選出の国会議員の連絡先はこちらをご覧下さい☞ www.maketherule.jp
（国会議員の連絡先がわからない場合には、事務局までご相談ください）
4．宛先を書いて 50 円切手を貼り、ポストに投函する。

＜国会議員にハガキが届くとどうなるの＞

・すでに頑張っている国会議員の方たちは、ハガキが届くことで励まされ、「地球温暖化対策基本法」の制定に向けてもっと積極的に動いてくれるでしょう。
・あまり考えていない国会議員の方たちは、直接地元の人たちからハガキが届くことで、地元で考えている人がいるなら、がんばらなければいけないと思ってくれるでしょう。
・法律づくりに反対している国会議員の方たちは、ハガキが届くとさらにかたくなな態度になるかもしれませんが（？）、大勢の声が届けば無視できなくなるでしょう。

○ MAKE the RULE 議員会館内勉強会を再開

昨年末、MAKE the RULE キャンペーンでは、国会議員に向けた COP15 前勉強会を開催し、日本が国内対策で確実に温室効果ガスの削減を実行するためのしくみについて様々な講師陣の講演を行いました。2010 年 1 月より、25％を確実に達成するために、「“25％以上削減”を国内で確実に達成させよう！ MAKE the RULE 議員会館内勉強会」をスタートし、数多くの国会議員の方にもご参加いただいています。第一回は COP15 報告（1/26）、第二回は森林の取り扱いについて（2/8）、第三回はキャップ＆トレード（2/26）をテーマにしてきました。そして第四回はフロン対策（3/16）で開催予定です。ハガキ作戦と同時に、国会議員の方たちと実効あるルールづくりのあり方を深く議論し、法制化の実現を目指していきたいと考えています。

富山市のコンパクトシティー戦略によるCO_2削減の取り組み
～環境モデル都市の実現を目指して～

気候ネットワークの地域活性化・温暖化対策研究会では、昨年度から継続して地域活性化と温暖化防止をテーマにした先進地調査研究を行っている。今回、昨年の 11 月シンポジウムの地域分科会でもご報告をいただいた富山市の取り組みについて現地調査を行った。シンポジウムの報告内容と今回の調査報告を合わせて紹介したい。

1. 富山市の特徴と問題

富山市は、富山県の中部に位置し、人口は 41 万 7,465 人の中核市である。2005 年 4 月に旧富山市を中心に 7 市町村が合併して全国の県庁所在地の中で 2 番目に広い市となった。

その反面、富山市の人口密度は低く、県庁所在都市では全国で最も低密度（40.3 人 /ha）な市街地になっている。その背景には、富山平野の平坦な地形、高い道路整備率、強い戸建志向、郊外での安い地価がある。そのため、市民の自動車交通への依存度は高く、それにともなう公共交通の衰退やCO_2排出量の増加（2005 年 1990 年比＋ 15.7%）が問題となっていた。また、高齢化の進展にともない車が自由に使えない交通弱者の問題や都市管理に要する行政コストの増大も問題となっていた。

2. コンパクトシティーと富山

市は 2008 年 3 月に上記のような問題を克服していくために、「富山市都市マスタープラン」を策定した。この中でまちづくりの基本方針として、鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを実現することを掲げた。富山市は公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくりのために、主に（1）JR 富山港線の LRT 化および市内電車環状線化と LRT ネットワーク構築、（2）公共交通沿線への居住推進、（3）自転車市民共同利用システムの運行に取り組んでいる。

このうち富山港線の取り組みについては、2006 年 4 月から第三セクター富山ライトレールとして、新型車両の導入と合わせて列車本数の増便、始発・終電の改善を行ったことにより総利用者数は平日で 2 倍、休日で 3 倍以上に増加し本格的な LRT システムによる成功例として既に知られている。

また、12 月からスタートした市内環状線についても、当初予測では 1000 人を目標としていたが、実際には冬期ということで外出する人が減る時期にも関わらず 1200 人を超える利用があるとのこと。3 月からスタートする予定の自転車市民共同利用システムとの共存も公共交通で利用する IC カード「PASSCA」と合わせて割引サービスを設けることで、相乗効果を期待しているとのことだ。

3. 環境モデル都市の取り組み

富山市は、2008 年 7 月に環境モデル都市としての認定を受け、2009 年 3 月には行動計画を策定して 2030 年 30%、2050 年 50%削減を中長期目標に掲げている。この達成のためにこれまで取り組んできたコンパクトシティの取り組みを中心に、太陽光発電、小水力発電、バイオマスなどの自然エネルギーの利活用の推進、富山型エコハウスの建設、家庭やオフィスでの対策促進のための「チーム富山市」のさらなる推進などを加え、今後より一層の対策を進めていく予定である。

4. 課題と展望

こうしたコンパクトシティを目指した富山市の取り組みの成果としては、現在はまだ人口の「自然減」が「社会増」を上回っているため人口全体では減少傾向にあるものの、「社会増」部分に以前よりも増加が見られるそうだ。また、今後の課題としては、中心市街地活性化による商業などの活性化への波及効果があげられる。まちなかでも、大規模商業施設「グランドプラザ」の整備は進んでいるが、まだまだ効果は限定的で中心市街地全体に広がっているわけではない。また、あわせて富山市内では、市民活動や NPO 活動は限定的で、行政と協働した市民の取り組みはほとんど見られないそうだ。今後は商店街の活性化や NPO 活動などを牽引する人材の発掘･養成を行い、協働･パートナーシップでのまちづくりへと取り組みを発展させていくことを期待したい。

報告：豊田陽介（気候ネットワーク）

京都　低炭素のまちづくりに向けて

国内で1990年比25%削減の目標が出され、地域でも中長期の目標設定と低炭素のまちづくりのための条例・計画・政策等について検討している自治体が増えてきている。京都市の地球温暖化対策条例の見直し状況を中心に、低炭素のまちづくりについて報告する。

京都市の地球温暖化対策条例

「京都議定書」採択の地である京都市は、2005年に全国で初めての温暖化対策に特化した条例を施行し、現在その見直しを行っている。この条例は他都市における温暖化対策条例づくりの先例となった。その後、この条例内容が一つのモデルともなって、他都市に波及し、現在、13の道府県と8つの区市（京都市除く）で同様の条例が策定されている。

京都市のこの条例は、包括的な条例であり、削減数値目標や各分野の対策が含まれているという内容である。大規模事業者、大規模建築物、省エネラベルに関する3つの義務化がされたことが大きな特色で、その内の特定事業者（一定規模以上のエネルギーを使用している事業者）対象の計画策定、報告・公表制度によって、排出量の実態を見ることができるようになり、対象事業者の取り組みが促進される要因ともなっていると考えられる。一方で、具体的な交通政策や自然エネルギー普及施策が含まれておらず、見直しが必要な課題として残っている。また、この条例に基づく地球温暖化対策計画では、「検討する」という項目が多く、実質的な削減効果も限られていた。

見直しの内容と特色

今回の見直しのポイントは、中長期の削減目標を設定し、実効性のある抜本的な対策を盛り込むことにある。全体的に、これまで抽象的な表現であったものが具体化していることから、政策・制度の実現度が高まっていると言える。環境部局の範囲内にとどまらず、まちづくりや交通、住宅などに関する施策も具体化されていることが進展しているところである。交通部門では、自動車総量抑制の推進、都心部への自動車流入の抑制について具体的な実現に向けて検討されている。「駐車に対する課金制度」等、市民や地域事業者などの合意づくりが必要など、まだ克服すべき課題は多いが、導入後に効果が期待できる施策である。

特定事業者への「義務化」も増加している。「エコ通勤の取り組み報告」「低評価事業者に対する追加対策」「エネルギー供給事業者による市民・事業者への省エネ活動支援」等、地域の対策として効果が期待される施策である。これまでよりも、市レベルでの対策の方向性が明確化し、具体化していると言える。

今後に向けて　～市民の働きかけが重要～

今後、4月頃に中間取りまとめ、その後の市民との意見交換を経て、7月に答申がだされ、2010年中に議会で審議される予定である。検討中の内容は、検討委員会ではほぼ固まりつつあるが、京都市役所全体での意思決定、市民や事業者の合意はまだできていない。ある程度の権限と担当職員数も多い政令指定都市であるからこそ大胆な政策導入も可能であり、その意義は大きい。

京都では、条例や計画の見直しと並行して、より望ましい政策、効果的な施策を実現するために、気候ネットワークは地球温暖化防止京都ネットワークと共催で「低炭素のまち・京都をめざす懇談会」を開催する。懇談会では、国と都道府県・市町村の役割分担、テーマ・分野ごとの重点政策と実現方法などについて数回に分けて議論する。

このように地域の市民・事業者・自治体・議員等が政策導入に参画し議論をして、地域におけるMAKE the RULEを実現する動きを「地域」で進めることが必要で、自治体の条例や計画と連携しながら、低炭素のまちづくりの実現と国内全体のMAKE the RULEにつなげていくことが求められている。

こどもエコライフチャレンジ

2009 年度実施終了報告

こどもエコライフチャレンジは、2005 年に気候ネットワークと（社）京都青年会議所との協働事業として、1 校からスタートした環境教育プログラムです。2007 年度（11 校で実施）より京都市との協働事業となりました。2008 年度は 50 校、2009 年度は 101 校と実施校数が拡大し、2010 年度は京都市内の公立小学校全校での実施を予定しています。このような大規模な実施が可能になったのは、京都市地球温暖化対策室や京都市教育委員会を始めとする様々な主体との連携の成果と言えます。

●こどもエコライフチャレンジの特徴～学び、実践、振り返り～

こどもエコライフチャレンジでは、1 回目の学習会（90 分）で地球温暖化の基礎知識や日常生活との「つながり」を学び、学習会後の休み期間（夏休みまたは冬休み）に、こども達が各家庭で家族と一緒にエコライフに取り組み、地球温暖化防止のために行動します。

休み期間中の教材となる冊子は、エコライフチェックや 1 回目の学習会の内容に沿った調べ学習など、3 つのステップから構成されています。

休み明けの 2 回目の学習会（90 分）では、こども達にエコライフチェックをもとに作成した診断書を返却し、取り組み結果や、アドバイスなどを紹介します。さらにグループワークを通して、各自が休み期間中に取り組んだエコライフについて評価・反省を行います。そのうえで、今後エコライフを継続させるためにはどうしたらよいのかを、議論や発表を通じて学び、その後の個人・家庭の取り組みや学校での活動につなげます。

●こども達の声

学習会の中でこども達から質問を受ける事があります。「地球温暖化が進むと地球はどうなってしまうのですか」「このままだと人類はいつ滅亡してしまうのですか」「海面上昇で日本も沈んでしまうのですか」。自分たちが大人になったときに、日本は、世界はどうなっているのか。こども達の思いとまなざしは真剣です。答える側として、そして大人として、質問に答える事への責任と難しさを感じる時です。また、休み明けの学習会では、「エコライフに取り組んでいる中で、家族が協力してくれません。どうしたらいいですか」という声も聞きました。自分だけでなく、家族や周りの人たちの意識も変えていかなければならない難しさに直面し、悩んでいるようでした。一方で、「家では冬の間、ホットカーペットだけで過ごした」「トイレの水を流す回数を制限した」という強者もいました。

学習会の実施を通して実感した事は、こども達の間で多少の温度差はあるものの、どの子も真剣に地球温暖化のことを重要な問題と認識しており、そのために何かをしたいと思っているということです。

●活動機会提供と波及効果

学習会実施時には、京エコロジーセンターのエコメイト・サポーターや地球温暖化防止活動推進員など、様々なボランティアの方に運営サポーターとして参加を頂いています。このような点で、本事業は意欲と知識を有する経験豊富なボランティアの方への活動機会を提供する側面を持っています。また、参加者の地元である宇治市や和歌山市でも独自の温暖化教育プログラムを行っており、奈良県や岡山県でも実施が予定されているなど、温暖化教育波及効果としての役割も徐々に大きくなってきています。

●次年度へ向けて

次年度の学習会では、「今、何をすべきで、どのような社会を目指していくべきか」に重きをおいた学習内容にするべく、準備を進めています。また家庭だけでなく、社会全体での CO_2 削減への取り組みの重要性をこども達にわかりやすく伝えていければと思っています。

環境学習の成果は、すぐに数値となって現れにくい反面、次世代の将来を担うこども達に、早い段階から地球温暖化問題に関する理解や意識を身につける機会を提供する、将来への投資とも言える側面を持っています。次世代を担うこども達が大人になったときに、よりよい政策や制度づくりに貢献できるよう、次年度もより一層努力していきたいと思います。

報告：松本志乃（気候ネットワーク）

各地の動き

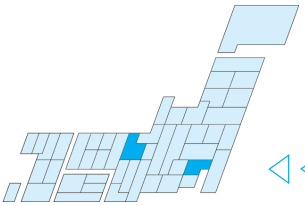

各地のイベント情報

東京

■ JCCCA10 周年記念シンポジウム「25%削減に向けた新しい温暖化防止活動」
○日時：2010 年 3 月 11 日（木） 14：00 ～ 16：30（開場 13：40）
○会場：日経カンファレンスルーム（東京都千代田区大手町）
http://www.nikkei-hall.com/access/index.html
○参加費：無料 ○定員：300 名
○主催：全国地球温暖化防止活動推進センター (JCCCA)
○申込み・問合せ：全国地球温暖化防止活動推進センター
E-mail：jcccasympo@info.email.ne.jp または face2@inc.email.ne.jp FAX：03-3545-6993

京都

■レイチェル・カーソンのつどい 2010（レイチェル・カーソン日本協会）
○日時：2010 年 3 月 7 日（日）14：00 ～ 16：30
○場所：せいきょう会館 4 F 会議室 京都市中京区烏丸夷川角 地下鉄「丸太町」南口 3 分
○プログラム：
・講演「低炭素社会へのビジョン グリーンニューディール政策の可能性」
講師 諸富徹氏（京都大学大学院経済学研究科准教授）
・報告「レイチェル・カーソンと自然保護運動 カーソンの初期作品を読む」
講師 上岡克己氏（高知大学教授・レイチェル・カーソン日本協会運営委員）
○参加費：500 円 ○定員：50 名
○主催：レイチェル・カーソン日本協会関西フォーラム
○協賛：京都府生活協同組合連合会
○協力：気候ネットワーク、地球温暖化防止京都ネットワーク
○連絡先：コンシューマーズ京都 TEL：075-251-1001 FAX：075-251-1003 E-mail：JRCC@mb6.seikyou.ne.jp

東京

■ World Wide Views in JAPAN 結果報告シンポジウム 「気候変動問題を考える～市民の声は届くのか～」
○日時：2010 年 3 月 6 日（土）13：00 ～ 17：00
○場所：富士ソフト アキバプラザ 5 階アキバホール（東京都千代田区神田練塀町）
http://www.fsi.co.jp/akibaplaza/cont/info/access.html
○プログラム：
・パネルディスカッション 1 ー参加者は World Wide Views をどう感じたのか
パネリスト： World Wide Views in JAPAN 市民参加者 3 名、World Wide Views in JAPAN グループファシリテーター、
神里達博氏（東京大学）、濱田志穂氏（財団法人未来工学研究所）
司会： 三上直之氏（北海道大学）
・パネルディスカッション 2 ー市民の声は、政策形成の場に届くのか
江守正多氏（独立行政法人国立環境研究所）、末松義規氏（衆議院議員）、桝本晃章氏（東京電力株式会社）、
小林傳司（World Wide Views in JAPAN 実行委員長）、浅岡美恵（特定非営利活動法人気候ネットワーク）
司会： 柳下正治氏（上智大学）
○参加費：無料 ○定員：200 名（要事前申し込み）
○主催：World Wide Views in JAPAN 実行委員会
○後援：独立行政法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター
○申込み：所属、氏名、電話番号を記入の上、wwviews@s-off.com まで（(有）セクレタリー・オフィス・サービス）
○問合せ：World Wide Views in JAPAN 実行委員会事務局 大阪大学 コミュニケーションデザイン・センター（CSCD）内
TEL : 06-6850-6631 FAX : 06-4865-0121 E-mail : contact@wwv-japan.net

●会員のみなさまへアンケート調査へのご協力のお願い

1998 年の団体発足からの 12 年間、温暖化防止活動を続けて参りましたが、目標達成に向けては多くの課題を抱えております。そこで、気候ネットワークでは、今後の活動の参考にさせていただくために、会員対象のアンケート調査を実施させていただくこととしました。皆様に気候ネットワークの今後の活動のありかたについておたずねし、今後の課題を発見し、皆様と共有したいと思います。
今回は、地域環境社会学研究会（代表　野田浩資・京都府立大学准教授）との共同で、より詳細な分析を行おうというものです。お忙しいなかお手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、是非とも調査にご協力くださいますようお願いいたします。

□実施期間：2010 年 4 月中旬頃から発送、4 月末回収の予定
□対　　象：気候ネットワーク会員
□手　　法：無記名記入式
□担　　当：豊田（京都事務所）

◎最近の活動報告◎

●コペンハーゲン報告会を東京・京都でそれぞれ開催しました（2010/1/21）

2010 年 1 月 21 日、東京、京都にて COP15 コペンハーゲン会議報告会を開催しました。NGO 共同開催となった東京会場には 150 名を越える参加があり、注目度の高さが伺われました。京都の報告会にも 60 名以上の幅広い層からの参加があり、コペンハーゲン会議の結果と課題について共有を図りました。

●「地域の温暖化対策促進講座～調べよう、探そう、地域の資源と活動の仲間」を開催しました（2010/1/16,2/6）

1 月 16 日・2 月 6 日の二日間をかけて開催された「地域の温暖化対策促進講座」（主催：地球環境基金）には、京都、大阪、兵庫、和歌山、奈良の近畿の各府県から約 30 名の参加がありました。参加者の属性も、推進員、温暖化防止活動センター職員、行政職員、学生、一般など、様々でした。2 回の講座の間に、参加者がそれぞれの地域の状況を調査する内容が含まれていて、各地の計画策定や対策の状況が把握できました。今後、参加者の皆さまの地域で温暖化対策がより一層促進されることを期待しております。

●第 11 期自然エネルギー学校・京都、第 4 回開催（2010/1/30）

昨年 8 月にスタートし、1 月 30 日に第 4 回を開催して、全プログラムを修了しました。今年度は、これまでのプログラムを大幅に変更し、自然エネルギー普及活動の企画・実践を行うことをメインとしました。第 4 回は参加者による企画・実践の報告とよい企画・活動を表彰するコンテストを行いました。

●気候ネットワークボランティアによる COP15 報告会を開催（2010/2/16）

気候ネットワークの学生ボランティア有志「こぱん」メンバーによる COP15 参加報告会が、京都市内で開催されました。当日はメンバーからの報告と会参加者による活発な質疑応答、意見交換・交流が行われました。「こぱん」では、報告会に合わせて活動記録をまとめた冊子を作成し、寄付者の方々にお送りさせていただきます。ご支援誠にありがとうございました。

●太陽光発電キット貸出事業の最終報告会を開催（2010/2/20）

京エコロジーセンターが主催し気候ネットワークが事務局を務める自然エネルギー学校・京都が企画・運営を行う太陽光発電キット貸出事業の最終報告会を開催しました。当日は 9 ヶ月間の利用にもとづく太陽光発電キット（85W 独立型システム）の体験報告と参加者間での質問・意見交換を行いました。報告者からは「太陽光発電キットの返却の際には、別れ惜しくて泣いてしまうかも」と嬉しい声もありました。

●排出量取引制度提案の Ver.2 と、温暖化対策基本法案・排出量取引制度法案を発表しました

昨年 9 月に発表した、「地球温暖化対策税と国内排出量取引制度の提案」の Ver.2 を発表しました。また同時に、温暖化対策基本法案（仮称）と、排出量取引制度法案を策定し、発表しました。これらの資料は、現在の法案審議や政策議論の中で、関係者へ配布しています。

スタッフからひとこと

25%削減、温暖化対策基本法など、重要な合意形成と決断が求められています。民意を表す際に「世論（せろん）よりも輿論（よろん）」という考えもありますが、低炭素化に向けては、確かな情報にもとづく政策と広い市民のサポートが必要なので、輿論も世論も大事だと思います。（田浦）

雛人形を飾りました。近所では梅の花も咲いています。この冬は東京も何度か雪に見舞われ、寒い日々が続きましたが、ようやく春の兆しですね。国政では、地球温暖化対策基本法の議論が盛んですが、なかなか腰が据わった議論になっていないのが気がかりです。この議論でも春を迎えられるよう、願いたいものです。（平田）

2月末から3週間、アメリカ国務省が実施している人材交流プログラム（IVLP）に参加してきます。米国各地での気候変動対策の取り組みについて、いろいろ視察・交流する予定です。今からとても楽しみですが、天災が起こらないかちょっと不安です。（豊田）

今月4才になる娘の保育園に節分の2月3日、京都の由緒ある吉田神社から3匹の鬼がやってきました。本格的な変装に身を包んだ鬼達に子ども達は本気で怖がり、逃げ惑っていたようです。節分行事に欠かせない「イワシ」ですが、気候変動との関係でとれにくくなっているとも聞きます。イワシのない節分が訪れる時が来るのでしょうか・・・（松本）

いよいよ年度末です。決算期です。財政は相変わらず厳しいですが、4月からやっと念願の社会保険に加入する運びとなりました。職員の待遇も少しずつ改善し、更に活動意欲を高めていけたらと思います。（田中）

今年、2月28日の東京マラソンに倍率10倍をくぐりぬけて当選。ほとんど練習もできずに臨むレースはどうなることやら。この日のために東京都内の道路は大規模に交通規制。最大規模のカーフリーデーでもあります！（桃井）

年末年始の休みに、タイの大学で教鞭をとっている友人を訪問しました。一年中暑いタイでは、教室はクーラーをガンガンに効かせて、長袖を羽織るのがステータスのようです。ペットボトルの飲み物は必ずストローを使って飲んだりと、文化の異なる国の人の意識を変える難しさを感じました。（川瀬）

◆須田春海（気候ネットワーク副代表）のブログのご紹介

気候ネットワーク副代表の須田春海は、ALS（筋萎縮性側策硬化症）という難病を患い、現在、人工呼吸器を装着して自宅での療養生活を送っています。闘病生活の日々、市民活動や政治への思いなどをブログにつづっていますので、ご紹介させていただきます。ご感想をお寄せくださる方は気候ネットワーク東京事務所までお送りください。

須田春海のブログ：http://shunkais.vox.com/

次の方から寄付をいただきました。誠にありがとうございました。

国際ソロプチミスト京都・東山、相澤昭吉、小関千秋、中須雅治、森崎耕一

（敬称略、順不同、2010年1月～2月）

気候ネットワーク通信 71 号　2010年3月1日発行（隔月1日発行）

代表：浅岡美恵、副代表：須田春海、事務局長：田浦健朗

編集／DTP：豊田陽介、松本志乃、川瀬真知

特定非営利活動法人　気候ネットワーク　http://www.kikonet.org

【京都事務所】

〒604-8124
京都市中京区高倉通四条上る　高倉ビル305
Tel:075-254-1011/Fax:075-254-1012
E-mail:kyoto@kikonet.org

【東京事務所】

〒102-0083
東京都千代田区麹町2-7-3　半蔵門ウッドフィールド2階
Tel:03-3263-9210/Fax:03-3263-9463
E-mail:tokyo@kikonet.org

郵便振替口座　00940-6-79694（気候ネットワーク）
銀行振込口座　りそな銀行 京都支店 普通口座 1799376（特定非営利活動法人気候ネットワーク）
三菱東京UFJ銀行 京都支店 普通口座 6816184（特定非営利活動法人気候ネットワーク）

古紙100%の再生紙に大豆油インクを使用し、風力発電による自然エネルギーで印刷しました。